

平成22年3月4日

千葉銀行

視覚障害のある人が銀行を利用する際の配慮に係る検討会（第2回）資料

1 視覚障がいのあるお客様への事務取扱いの見直し状況について

(1) 代筆対象帳票の改定

代筆ができる対象帳票を、従来の払戻請求書・預金証書・預金申込書に加えて、振込依頼書・両替票・諸届（喪失届、届出事項変更届等）・解約依頼書・その他預金、内国為替、出納の取引帳票へと拡大した。

(2) 代筆手続きの改定

「身体障害者手帳」の提示により視覚障がい者であることが確認できる場合は、立会者（行員）同席のうえ代筆者が代筆内容を読み上げて確認することにより、視覚障がい者の方が1人で来店した場合でも手続きが出来るように改定した。

(3) 振込手数料の改定

視覚障がい者の方が窓口で振込手続きを行った場合の振込手数料を、A T Mで振込した場合の振込手数料と同額とした。

2 実地確認後の取組について

(1) 実地確認で得た知識・情報（窓口での案内方法や代筆の確認方法など）を行内L A Nに掲示して、銀行内全体で情報共有した。

(2) 実地確認で得た情報をもとに、実現可能なものから今後対応していく予定。  
（「サインガイド」の導入、「杖ホルダー」の設置等）

以上